様式第2号(第5条関係)

**下水道事業受益者負担金決定通知書**

　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　 様

桐生市長　　　　　　　　　印

　下記のとおり負担金を決定しましたので、桐生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第9条第3項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 賦課年度 | | 通知書番号 | 負担区名 | 単位負担金額  (円/㎡) | | 受益総地積(㎡) | | 負担金決定額(円) | | 減免額(円) | | 徴収猶予額(円) | 差引負担金額(円) |
|  | |  |  |  | |  | |  | |  | |  |  |
| 納　付　額 | 年　度 | | 年度額（円） | | | | 第　1　期（円） | | | | 第　2　期（円） | | |
| 納期　　月　　日から　　月　　日まで | | | | 納期　　月　　日から　　月　　日まで | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 年度 | |  | | | |  | | | |  | | |
| 土地所在地 | | | | | 地　目 | | 地積(㎡) | | 負担金額(円) | | 異　動　事　由 | | |
| 異　動　年　月　日 | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |

(裏　面)

注意事項

1　あなたの納入していただく負担金は、地積に単位負担金額を乗じて得た額です。

2　負担金は表記の納期で、納入通知書により納入してください。

3　負担金を賦課初年度の第1期の納付期間内に、 5 か年分を一括して納付したときは、負担金総額から第1期分の負担金額を差し引いた額に 100 分の 15 を乗じて得た額を、一括納付報奨金として交付します。なお、この金額に 10 円未満の端数がある場合はその端数金額は切捨てとなります。

4　受益者の変更があったときは、受益者変更届を提出してください。

　　変更の日以後の納期に係る負担金は、新受益者が納めることになります。また、受益者(納付管理人)の住所(居所)の変更があったときは、住所(居所)変更届を提出してください。

5　差引負担金額に 10 円未満の端数がある場合、その端数金額は切捨てとなります。

6　この処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に桐生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

7　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 6 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。